

いましてすぐ始めよう 耐震診断・耐震改修!

～巨大地震から命を守るために～

可児市建築物等耐震化促進事業《概要》

木造住宅耐震診断 (～昭和56年5月31日に着工した木造住宅)

無料

市が派遣する「岐阜県木造住宅耐震相談士」による耐震診断を無料で受けることができます。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 一戸建ての住宅(店舗等兼用住宅は延べ面積の半分以上が住宅)であること
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法による木造住宅
 - ※昭和56年6月1日以降に同一棟で増築した場合または木造と他の構造との併用構造(混構造)である場合は、診断ができないことがあります。
 - ※丸太組構法、住宅メーカーなどによる特殊なもの(建築基準法による旧第38条認定および型式認定によるプレハブ工法)などは対象外となります。

診断内容

岐阜県木造住宅耐震相談士が訪問し、耐震診断を実施します。後日、耐震診断結果と耐震改修のためのアドバイス(耐震改修工事の概算費用・補強方法など)を説明し、耐震診断結果報告書をお渡しします。

木造住宅簡易耐震診断 (昭和56年6月1日～平成12年5月31日に着工した木造住宅)

無料

市職員による簡易な耐震診断を無料で受けることができます。

申込要件

- 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工した木造住宅(昭和56年5月以前の住宅に6月以降増築されたものを含む)
- 市内にある建物の所有者の方
- 一戸建ての住宅(店舗等兼用住宅は延べ面積の半分以上が住宅)であること
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法による木造住宅
- 2以下の階数のもの
- 延べ面積500㎡以内のもの
- 高さ13m以内かつ、軒の高さ9m以内のもの
 - ※丸太組構法、住宅メーカーなどによる特殊なもの(建築基準法による旧第38条認定および型式認定によるプレハブ工法)などは対象外となります。

診断内容

市職員が簡易耐震診断を行い、簡易耐震診断結果報告書をお渡しします。

<注意> 補助制度の内容は、変更する場合がありますのでご承知ください。



無料耐震診断や各種補助申請のご相談は建築指導課までお問い合わせください!

南海トラフ地震

上記の補助事業以外にも分譲マンションの耐震改修工事や特定建築物等の耐震改修工事への補助事業等がありますが事前の相談が必要です。

可児市 建設部 建築指導課

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111(代)
FAX 0574-62-1542
E-mail kentikusido@city.kani.lg.jp
可児市公式ホームページ <http://www.city.kani.lg.jp/>



植物油インキで印刷されています。



令和5年2月作製 可児市

建築物耐震診断

木造住宅以外の建築物の耐震診断を行う場合に、診断費用の一部を補助します。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 建築物の構造が大臣などの特別な認定を受けたものでないこと
- 一定規模の場合、診断結果を専門機関で評価されたものであること

補助金の額(1棟当たり)

- 特定建築物の場合
補助率3分の2(延べ面積による補助対象限度額有り)
- 特定建築物以外の場合
補助率3分の2(延べ面積による補助対象限度額有り)
補助金限度額100万円
※特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1項第1号に掲げる特定既存耐震不適格建築物をいいます。
※一戸建て住宅は、補助対象限度額が13万6千円です。
※補助対象限度額に消費税は含まれません。

補助

木造住宅耐震改修工事費補助

木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、工事費(設計工事監理費+改修工事費)の一部を補助します。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 岐阜県木造住宅耐震相談士による設計・工事監理であること
- 木造住宅耐震診断結果で評点が1.0未満と診断された木造住宅で、一般改修(改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事)を行うもの
- 木造住宅耐震診断結果で評点が0.7未満と診断された木造住宅で、簡易改修(改修後の評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修工事と工事に併せて家具の転倒防止対策を行う工事)を行うもの
※昭和56年6月1日以降に同一棟で増築した場合、木造と他の構造との併用構造(混構造)の場合は、補助金の交付対象にならないことがあります。

補助金の額(1戸あたり)

改修方法	補助率	補助金額
一般改修 評点 1.0改修	●補助対象経費120万円以下の場合 改修工事費×40%+補助対象経費×50% ●補助対象経費120万円を超える場合 改修工事費×40%+60万円	補助金限度額 110万円
簡易改修 評点 0.7改修	●補助対象経費が120万円以下の場合 補助対象経費×61.5% ●補助対象経費が120万円を超える場合 補助対象経費×11.5%+60万円	補助金限度額 84万円

※補助対象経費(設計工事監理費+改修工事費)に消費税は含まれません

補助

木造住宅除却費補助

木造住宅の除却を行う場合に、工事費(解体、運搬及び処分する費用)の一部を補助します。事前申請が必要です。

申込要件

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
- 市内にある建物の所有者で、市税を滞納していない人
- 木造住宅耐震診断結果で評点が1.0未満と診断された木造住宅
- 現に居住している木造住宅
- 当該住宅の全てを解体し、運搬及び処分する除却工事であること
- 事業に要する費用の額(消費税を除く。)が50万円以上の工事であること

補助金の額(1戸あたり)

補助率	補助金額
補助対象経費×23%	補助金限度額 30万円

※補助対象経費は、130万5千円です。

補助

ブロック塀等撤去費補助

倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去を行う場合に、工事費(解体、運搬及び処分する費用)の一部を補助します。事前申請が必要です。

“ブロック塀等”とは

- コンクリートブロック、れんが、大谷石等の組積造の塀その他のこれらに類する塀を対象とします

申込要件

- 市内に存するブロック塀等で道路及び公共施設等に面する高さ60センチメートルを超えるものであること
- 道路又は公共施設等の接する部分からブロック塀等までの距離がブロック塀等の高さ以内のものであること
- ブロック塀等の撤去は、基礎を含む全撤去又はブロック塀等の高さを60センチメートル以下とする一部撤去であること(建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するものは地盤面までを取り除くものに限る。)
- 補助対象ブロック塀等の所有者で、市税を滞納していない人

補助金の額(1棟当たり)

次のうち、いずれか少ない方の額の3分の2以内の額を補助金として交付します。
ただし、1000円未満の端数は切り捨てるものとし、補助金限度額は10万円です。

- ①撤去するブロック塀等の長さ(メートル)当たり1万円を乗じて得た額 ②撤去に要する費用(見積額)

補助

<注意> 補助制度の内容は、変更する場合がありますのでご承知ください。